

重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業のご案内

●支給対象者

○鴻巣市内に住所を有する65歳以上の方で、次の要件をすべて満たす方

- ・要介護認定4・5の方、または要介護3で直近の介護認定調査の結果が排尿・排便全介助の方、もしくは、3ヶ月を超えて入院している方で同程度の方
- ・介護保険料を滞納していない方
- ・鴻巣市障害者紙おむつ等支給事業を受給していない方
- * ただし、介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設等)に入所の方は支給対象から除かれます。

●支給限度額

- ・1ヶ月3,000円を限度に紙おむつを配達もしくは代金の支給を致します。
(下記の2業者が配達いたします。) *毎月中旬頃のお届けとなります。
- ・合計金額が、3,000円を超えた場合には、超えた額は自己負担となります。配達時にその金額を直接業者にお支払いください。
- ・委託業者

取扱い事業所名	住所	電話番号
介護ショップ彩香らんど	鴻巣市登戸256-2	048-577-7211
(株)高橋医科器械店	行田市持田3-2-18	048-553-2948

●手続き及び利用方法

- ・鴻巣市重度要介護紙おむつ・おむつ代支給申請書及び高齢者紙おむつ受給申込書を鴻巣市役所下記問い合わせ先へ提出をしてください。審査の結果、利用決定となった場合は、申請の翌月からのご利用となります。

●注意事項

○次の場合については、鴻巣市役所への届出が必要となります。

- ・介護保険施設等に入所した場合(入所した時点で受給対象外になりますので、必ず連絡をお願いします。入所後の受給が生じた際には代金の返金をしていただく場合がございますのでご了承ください)。
- ・紙おむつの持込が不可能な病院へ入院した場合(代金支給となります。)
- ・利用者が死亡した場合
- ・紙おむつを必要としなくなった場合
- ・紙おむつ事業者を変更する場合



《問い合わせ先》

☎365-8601

鴻巣市中央1-1

鴻巣市役所 介護保険課 高齢福祉担当

電話 048-541-1321 (内線) 2672

FAX 048-541-1328

・支給方法と請求方法について

No.	支給方法	請求方法
1	ご自宅へ配送を希望する方 (現物支給)	市が委託した2業者所のうち、ご利用者が選択した業者が毎月中旬ごろ、ご自宅へ配送します。
2	病院等へ入院されている方 (代金支給)	「重度要介護高齢者おむつ代支給申請書」に必要事項を記入し、紙おむつの使用が確認できる領収書等を添付して提出してください。代金は、指定して頂いた口座へ振込みいたします。
3	小売店等で購入された方 (代金支給) ※インターネット・通信販売で購入された方(代金支給) 注文月と届け月が違いますが、 <u>注文月でご申請ください</u>	「重度要介護高齢者おむつ代支給申請書」に必要事項を記入し、購入したことがわかる <u>領収書等</u> ※1 を添付して提出※2 してください。 代金は、指定して頂いた口座へ振込みいたします。 ※1: <u>購入日、商品名、商品各々の購入金額、販売者名・印の記載があるもの。</u> ※2: <u>提出できる書類(おむつ代支給申請書)は、1月分につき1枚です。</u>

- おむつ代支給申請書1枚(1か月分)に利用月(購入月・注文月)の領収書等を添付してください。数か月まとめて申請する際は、ご注意ください。
- スマートフォン決済アプリ等を利用した場合、領収書が発行されないことがありますのでご注意ください
- 代金支給は、提出が無い月のおむつ代については支給ができませんので、ご注意ください。支給につきましては、指定して頂いた口座に振込みをいたします。振込みにつきましては、原則として月末までに受付をしたものを、翌月の最終週に振込みいたします。
- 代金支給における領収書の提出は原本または写し(コピー)でも構いませんが、領収書の写しはご自身でご用意してください。また、領収書の写しを提出される場合には、原本との確認及び原本に「申請済印」を押ささせていただきますので、領収書の原本と写しをご一緒にお持ちください。
- 支給方法の変更を希望される方は、重度要介護高齢者紙おむつ・おむつ代受給異動届書の提出をお願いいたします。提出日の翌月より、変更した支給方法で対応させていただきます。

<提出先>

鴻巣市役所	介護保険課	高齢福祉担当	TEL	541-1321(内線)2672
吹上支所	福祉グループ		TEL	548-1213
川里支所	福祉グループ		TEL	569-1111